令和８年度中東情勢対策

林業機械用資材高騰対策緊急支援事業補助金のご案内

県では、素材生産に必要な資材の購入に係る経費の一部を支援します。

1　支援内容

・令和８年４月１日から令和９年１月31日までに購入・代金の支払いが完了した以下の資材について、定額で補助します。

	対象資材	補助単価	補助上限
①	チェンソーオイル（チェンオイル）	64円/Ｌ	昨年度購入量
②	チェンソーエンジンオイル（２サイクルエンジンオイル）	185円/Ｌ	昨年度購入量
③	林業機械用作動油	85円/Ｌ	－
④	ディーゼルエンジン用高品位尿素水（アドブルー等）	12円/Ｌ	昨年度購入量

（例）

	前年度購入量 (a)	今年度購入量 (b)	補助対象数量 (c)≦(a)	補助単価 (d)	補助額 (c)×(d)
①	150	100	100	64	6,400
②	200	400	200	185	37,000
③	100	100	100	85	8,500
④	100	100	100	12	1,200
				合計	53,100
				補助金額	53,000

※造林・保育、運送に使用する分は補助対象外です。
※②について、ガソリンと混合された状態で販売されているものは補助対象外となります。
※③を除いて、**昨年度購入量を補助上限**とし、超過した数量分は補助対象外となります。

・補助金額の計算方法
補助金額は、各対象資材の購入量（L）に補助単価（円/L）を乗じた金額の合計
※補助金額の合計に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

2　対象者

(1) ひなたのチカラ林業経営者
(2) 地域再造林推進ネットワーク会員（伐採事業者）
※補助金の交付申請時点で、上記のいずれかに登録されていること。

3　申請について

・補助金の申請・交付は宮崎県造林素材生産事業協同組合（県造素協）を通して実施されます。

宮崎県 →（補助）県造素協 →（補助）事業体

・今後のスケジュールについて
11月下旬：要望調査・県造素協の申請受付開始（事業体→県造素協）
１月中旬：交付決定（県造素協→事業体）
１月末日：事業期間終了
２月中旬：実績報告、領収書の写しの提出（事業体→県造素協）
３月中旬：補助金交付額の確定・支払（県造素協→事業体）





・必要書類（準備しておくもの）
申請時：交付申請書（計画書）
実績報告時：領収書等の写し、振込先通帳の写し

・申請を希望する場合やその他不明な点がある場合は、
宮崎県山村･木材振興課　担い手･事業体育成担当もしくは県造素協へお問い合わせください。
問い合わせ先:宮崎県造林素材生産事業協同組合(TEL:0985-31-6338)

文書取扱：宮崎県環境森林部山村・木材振興課　担い手・事業体育成担当（TEL:0985-26-7166）